



## R4年6月20日から義務化

### 1. 機体登録制度

- 100g以上の無人航空機
- 機体への登録記号の表示
- リモートID機能の搭載（免除要件あり）

R4年12月頃から実施予定

無人航空機の機体認証、操縦ライセンス制度等の創設(2021年6月11日公布) 国土交通省

2. 機体認証制度

無人航空機の安全基準への適合性（設計、製造過程、現状）について検査

3. 操縦ライセンス制度

無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力を有することを証明する制度（技能証明）

背景・課題

- 現行では飛行を認めていない「**有人地帯（第三者上空）での補助者なし目視外飛行（レベル4飛行）**」を2022年度を目途に実現する目標が成長戦略実行計画に明記。
- 第三者の上空を飛行することができるよう、**飛行の安全を厳格に担保する仕組み**が必要。
- 利用者利便の向上のため、その他の飛行についても**規制を合理化・簡略化**する必要。



レベル4実現に向けた制度整備/許可・承認の合理化・簡略化

現行制度：①一定の空域（空港周辺、**高度150m以上**、人口密集地域上空）、②一定の飛行方法（夜間飛行、**目視外飛行等**）で無人航空機を飛行させる場合は飛行毎に**国土交通大臣の許可・承認が必要**

飛行の態様	現行法の取り扱い	改正後
「第三者上空」 (レベル4飛行が該当)	飛行不可	<b>新たに飛行可能</b> (飛行毎の許可・承認※) ※運航管理方法等を確認
「第三者上空」以外で 上記①、②に該当する飛行	飛行毎の許可・承認	<b>原則として飛行毎の許可・承認は不要</b> ※一部の飛行類型は飛行毎の許可・承認が必要 ※機体認証・操縦ライセンスを取得せずに、飛行毎の許可・承認を得て飛行することも可 ※飛行経路での第三者の立ち入り管理等を実施
これら以外の飛行	手続き不要	手続き不要

①機体認証（新設）を受けた機体を、  
②操縦ライセンス（新設）を有する者が操縦し、  
③運航ルール（拡充）に従う  
**林業でも一部該当（150m以上、目視外など）**  
**林業のほとんどが該当**

- ・ 林業では、ほとんどの場合が機体認証、操縦ライセンスの不要な飛行にあたる。
- ・ 許可・承認の必要な飛行においては、引き続き飛行毎の許可・承認により運用可能
- ・ 機体認証、操縦ライセンスを取得すれば、飛行毎の許可・承認が不要となる場合がある。

航空法改正による新制度の運用等無人航空機の安全等に関する情報は

**国土交通省 航空局**

**「無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール」サイト**

[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)

航空安全：無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール - 国土交通省 (mlit.go.jp)

**※ 手続きにあたっては、必ず上記サイトにて最新の情報をご確認ください。**

\*\*\*\*\* 森林・林業分野に関するお問合せ \*\*\*\*\*

林野庁 森林整備部 研究指導課 技術開発推進室

TEL：03-3501-5025 / FAX：03-3502-2104

\*\*\*\*\*